

建築基準法第43条第2項第2号

(建築基準法施行規則第10条の3第4項第3号)

に基づく許可申請の手引

所沢市街づくり計画部建築指導課

TEL 04 - 2998 - 9180

Fax 04 - 2998 - 9152

E-Mail a9180@city.tokorozawa.lg.jp

(R7.4.1~)

【目次】

- P 1 はじめに
関係法令（抜粋）

- P 2 法施行規則第10条の3第4項
個別審議・包括同意基準とは
協定通路とは

- P 3 許可手続きのフロー

- P 4 1 基本的な事柄

- P 5 2 事前相談
3 許可申請

- P 6 4 事前相談・許可申請時の書類・設計図書等作成要領

- 巻末1 建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく包括同意基準

- 巻末2 包括同意基準 別表

はじめに

本書は、建築基準法第43条第2項第2号()の規定に基づく許可申請をする際の手続き等について、解説したものです。

建築基準法第43条第2項第2号の許可とは・・・

建築基準法(以下、本手引において「法」という。)第43条第1項において、建築物の敷地は「道路」に2m以上接しなければならないと規定されており、これを「接道義務」といいます。

この「道路」は、法第42条に規定される道路となります(道路法による幅員4m以上の道路、位置指定道路 等)。

しかしながら、**接道義務を満たしていない敷地に、何らかの理由で建築物が建てられている**場合があり、そのままでは**再建築等を行うことができません**。

本来は、改めて接道義務を満たすことが必要となりますが、直ちに接道義務を満たすことが困難な場合、**法第43条第2項第2号の規定による許可を受けることで建築ができる場合があります**。

なお、**相談や手続きを行えば必ず建築ができる、という制度ではないことにご留意ください**。

関係法令(抜粋)

建築基準法(昭和25年法律第201号) 抜粋
(敷地等と道路との関係)

第43条

- 1 建築物の敷地は、道路(略)に二メートル以上接しなければならない。
- 2 前項の規定は、次のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

一 (略)

二 その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの

(以下略)

建築基準法施行規則 抜粋

(敷地と道路との関係の特例の基準)

第十条の三 法第四十三条第二項第一号の国土交通省令で定める道の基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

1～3 (略)法

4 **法第四十三条第二項第二号の国土交通省令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。**

一 その敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地を有する建築物であること。

二 その敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道(幅員四メートル以上のものに限る。)に二メートル以上接する建築物であること。

三 その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であつて、道路に通ずるものに有効に接する建築物であること。

現在、建築基準法に「法第43条ただし書き」という条文は存在しません。

「法第43条第2項第2号」が正しい条文となります。

上記抜粋のほか、必要に応じ、法令原文を各位でご確認下さい。

法施行規則第 10 条の 3 第 4 項

法施行規則第 10 条の 3 第 4 項(以下「規則」という。)では、法第 4 3 条第 2 項第 2 号の基準が示されています。

本市の許可では、大半が規則第 3 号に基づく許可であることから、本手引も第 3 号に基づく許可の解説が中心となります。

規則第 1 号(公園・広場等)及び第 2 号(幅員 4 メートル以上の農道等)に基づく許可相談の場合は本手引を基本としつつ、案件毎に別途協議や調整が必要となります。

個別審議・包括同意基準とは

特定行政庁が法に基づく許可を行うことについて、多くの場合、建築審査会の同意を得ることが規定されており、法第 4 3 条第 2 項第 2 号の許可もこれに含まれます。

本来は、許可申請毎に建築審査会に諮ることとなり、これを個別審議といいます。

しかしながら、法第 4 3 条第 2 項第 2 号に基づく許可では、他の条文による許可に比べて、一般的に対象となる建築物が小規模であり、件数も多い傾向にあります。

このことから、本市では、特定行政庁(所沢市長)と建築審査会で取り決めた基準に適合する計画であれば、事前に許可を行い、その後、建築審査会へ報告を行うことができる、としています。

その基準を包括同意基準といいます。

協定通路とは

道路に代わる空地として、関係権利者により通路幅員 4 メートル以上の確保、並びに、将来にわたる道路と同等の機能の安定的な維持管理について協定が結ばれている通路を「協定通路」と呼んでいます(本手引でも、「協定通路」と記載します。)

協定通路は、その内容を関係権利者が把握しており、併せて現地の維持管理が適正におこなわれていること、また、土地の権利に変更がある場合は、継承されることを前提としています。

従って、これらのことがなされていない場合、過去に協定が結ばれている通路であっても、改めて権利者の承諾を求めたり、再度の協定締結等を指導する場合等がありますので、あらかじめご了承ください。

(P 4 1 基本的な事柄(4)もご参照ください。)

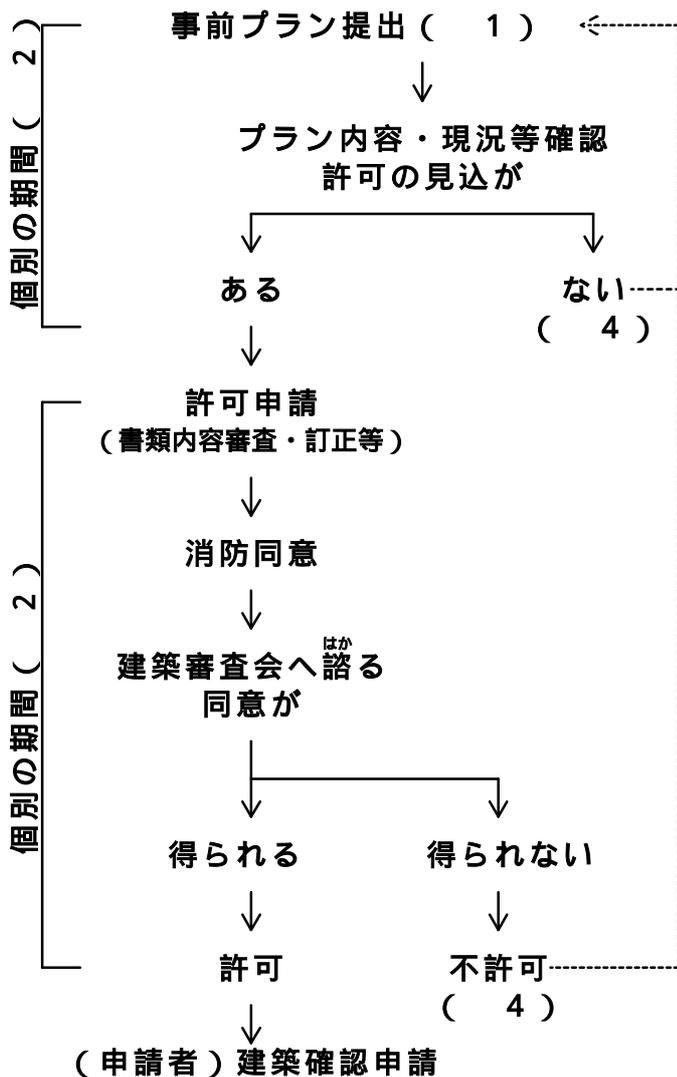
【許可手続きのフロー】

事前確認・準備等 具体的な計画にあつては、必ず建築指導課と確認しながら進めてください。

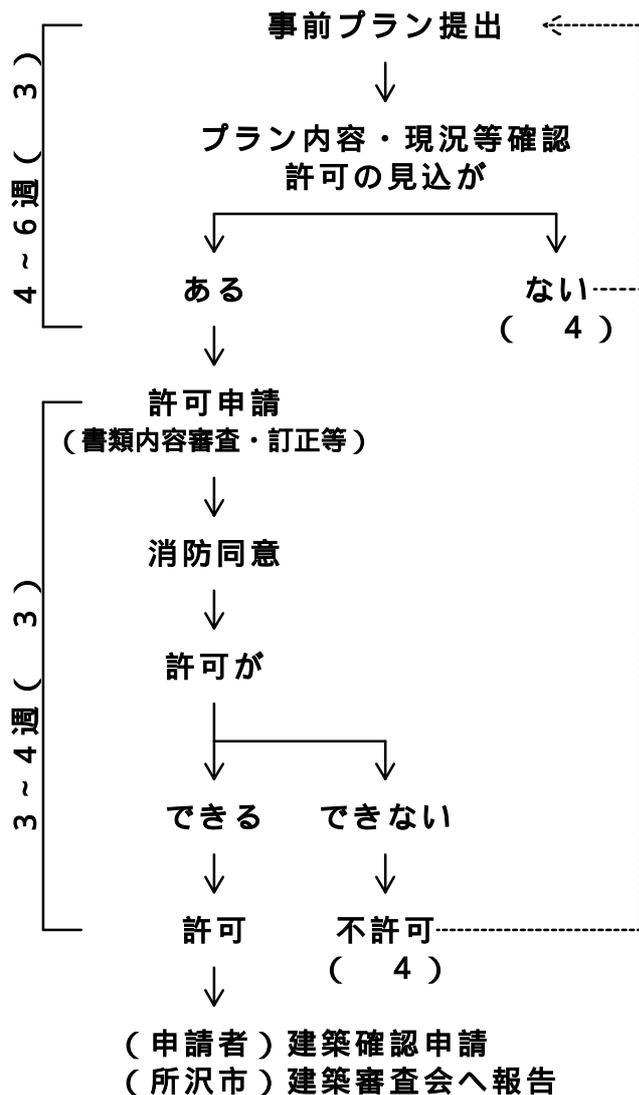
- ・原則として、敷地に建築物がある、もしくは過去に存在していたことが確認できるものが許可相談の対象となります。
- ・敷地に接する協定通路の現況や協定状況の確認。
過去に協定通路とされていても、権利者における書類や通路現況の管理状況等により改めて協定締結や同意取得等が必要となる場合があります。

【個別審議】

(包括同意基準の対象とならない計画)



【包括同意基準】



- 1 個別審議では、許可の見込みを含め、事前に詳細な確認や協議が必要となります。
- 2 個別審議では、相談毎に個別の条件整理となること、審査会開催が不定期であることなどから、段階毎の決裁や所定の手続きの期間も含め、包括同意基準による許可手続きよりも時間がかかることが想定されます。
- 3 協定通路や敷地の状況、プラン等に大きな問題点や是正点がない場合の、おおよその期間の目安です。
(段階毎の決裁にかかる期間を含みます。)
- 4 許可の見込みがない、もしくは不許可となった計画の再相談では、事前に見込みなし・不許可となった理由等の解消が必要となります。

1 基本的な事柄

(1) 個別審議・包括同意基準

包括同意基準適用条件の概要は、巻末別表をご覧ください。

包括同意基準に当てはまらない計画の許可相談・申請手続きは、個別審議となります。

(2) 許可の見込み

事前相談や許可申請の段階で、許可の確約はできません。

(3) 必要書類

事前相談や許可申請に必要な書類・設計図書等は6ページの【必要書類一覧】をご参照ください。

(4) 協定書等の作成

許可手続きにあたり、事前に関係権利者による協定書等の作成が必要となる場合があります。作成の条件等は個々に異なりますので、担当者と協議の上、行って下さい。

(5) 協定通路の後退

当該協定通路が未後退の場合(通路となる部分に門、塀、たたき等が突出している場合)は、許可処分までに後退(撤去)し、後退位置を明示して下さい。

(6) 市街化調整区域

敷地が市街化調整区域内の場合は、許可手続と併せて都市計画法上の手続きを進めてください。原則として、許可処分は同時となります。

(7) 許可後の計画変更

建築基準法上、許可について変更の手続きが定められていないことから、許可後に計画の変更等を希望する場合、通常の確認申請では軽微とされるような小規模な変更であっても、必ず事前にご相談下さい。

なお、事前相談なく変更を行った場合、許可取り消しの対象となる場合もあるのでご注意ください。

(8) 次回以降の許可

許可にあつては、通路や敷地の状況だけでなく、建築計画も踏まえた上で総合的に判断を行います。従って、許可を受けて建築ができた場合でも、次回以降の許可が約束されるものではありません。

2 事前相談

(1) 包括同意基準による場合

事前相談に要する期間は、概ね4～6週間です（現地に疑義や問題点がある場合の対応や計画の見直し・図書類の訂正等に要する期間は含みません。）

(2) 個別審議の場合

事前相談に要する期間は、個別に異なります（一般的には、包括同意基準による場合よりも長い期間を要します。）

(3) 事前相談に必要な書類・設計図書等

作成・記載については、6ページ「4 事前相談・許可申請時の書類・設計図書等作成要領」をご確認下さい。

3 許可申請

(1) 許可申請手数料は、33,000円です。

個別審議・包括同意基準、どちらの場合でも同額となります。

なお、万一不許可となった場合でもご返金できません。

また、許可後の建築確認申請にも別途手数料がかかります。

(2) 許可申請に必要な書類・設計図書等（6ページ【必要書類一覧】参照）

・申請に必要な部数 2部（正・副1部ずつ）

・作成・記載については、「4 事前相談・許可申請時の書類・設計図書等作成要領」をご確認下さい。

(3) 審査期間

（包括同意基準）

・審査にかかる期間は、概ね3～4週間です。（書類の訂正に**かかる**期間は含まず、消防同意や段階毎の決裁期間を含みます。）

（個別審議）

・書類審査・消防同意後、所定の手続きを経て、建築審査会に諮ることとなります。そのため、期間は個別に異なります（一般的には、包括同意基準による場合よりも長い期間を要します。）

(4) 消防同意

・建築基準法第93条の規定により、許可については消防長（または消防署長）の同意が必要となります。

・消防（署）長との許可申請書類の受け渡し等は、建築指導課が行います。

（申請者・代理者等による持ち回りはできません。）

4 事前相談・許可申請時の書類・設計図書等作成要領

【必要書類一覧】

	事前 相談	許可 申請	書類・設計図書等	備考
ア		○	許可申請書 (第四十三条様式(第十条の四関係))	1
イ		○	委任状(代理人を選任する場合)	
ウ	○		公図の写し (敷地・協定通路等の状況が分かるもの)	写しでも可 (鮮明なもの)
エ	○		付近見取図	2
オ	○		配置図	
カ	○		各階平面図	
キ	○		2面以上の立面図	
ク		3	その他計画についての資料となるもの	
<p>1 事前相談の段階での提示は求めません。</p> <p>2 本申請の書類・設計図書等が事前相談のものと相違していた場合、必要に応じて指導を行ったり、不許可となる場合もあります。事前相談終了後に計画を変更する場合、許可申請前に、必ず担当者へご確認下さい(再度、事前相談となる場合もあります。) 本手引き「1. 基本的な事柄 (7) 許可後の計画変更」も参照のこと。</p> <p>3 ウ～キ以外の図面・資料等(現況通路図・地籍測量図・断面図・矩計図等)を求める場合があります。 特に、個別審議となる計画では、協定通路や敷地、計画内容により、様々な資料の作成が必要となります。</p>				
<p>○書類・設計図書等 作成上の共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計図書には、図面名、縮尺及び設計者の資格、氏名、登録番号等、必要事項(法施行規則第1条の3の明示すべき事項)を表示して下さい。 ・数値及び文字は、判りやすい大きさで表示して下さい。 ・各種図面表現において、指示のある場合以外は着色はしないで下さい。 				

ア 許可申請書

(第一面)

- ・申請根拠条文を明示して下さい。
「建築基準法第43条第2項第2号の規定による・・・」
- ・特定行政庁である市長に対しての申請となります。
宛先の記載は「特定行政庁」「特定行政庁 所沢市長」「所沢市長」「所沢市長
」いずれも有効となります。

(第二面)

- ・【1.地名地番】と【2.住居表示】を間違えないように記載して下さい。
- ・【7.主要用途】と【8.工事種別】は敷地を単位として記載して下さい。
- ・【14.その他必要な事項】に、工事監理者（資格及び登録番号・氏名・建築士事務所名及び登録番号・連絡先）を記載して下さい。
本許可申請においては、建築士事務所登録がされている工事監理者が
必要です。

イ 委任状

- ・委任内容を明確に記載して下さい。

ウ 公図の写し

- ・法務局に備え付けられている、最新のものとして下さい。
- ・鮮明であれば、写しでも可とします。
- ・建築敷地を含む周囲の状況が分かるものとして下さい。

エ 付近見取図

- ・住宅地図と同じ程度の精度で作成して下さい。
- ・周辺目標物、方位を表示して下さい。
- ・申請地は、着色・網かけ等により判りやすくして下さい。

オ 配置図

- 建築基準法上必要な事項を記載して下さい。
 - ・敷地の回り寸法、計画建築物の配置寸法、敷地の高低差（敷地内、道、隣地）当該協定通路の整理番号・年月日、現況幅員、後退距離等を表示して下さい。
 - ・当該協定通路と敷地の境界線は、「通路境界線」と記載して下さい。
 - ・包括同意基準において防火設備を設ける場合は、延焼のおそれのある部分を図示してください。
 - ・敷地面積の算定
計画建築物の主要な出入り口から当該協定通路まで、有効幅員2メートル以上の通路（この通路上に構造物は設けられません。）を確保し

た配置計画として下さい(巻末別表参照)。

カ 各階平面図

- 建築基準法上必要な事項を記載して下さい。
 - ・包括同意基準において防火設備を設ける場合は、延焼のおそれのある部分、その部分にある開口部、防火設備の位置や認定番号等を記載してください。
 - ・採光計算について
採光補正係数の算定に必要な情報並びに算定式は必ず記載して下さい。
「明らかにクリア」「自明」等の表示は不可となります。
採光補正係数は、当該協定通路の幅員の1/2だけ境界線の外側での算定となります。
吹き抜け、納戸等のある計画は、見直し等の指導をする場合があります。

キ 2面以上の立面図

- 建築基準法上必要な事項を記載して下さい。
 - ・斜線の検討
各種斜線制限の算定は必ず記載して下さい。「明らかにクリア」「自明」等の表示は不可となります。
 - ・外壁、軒裏の仕上げ及び認定番号(告示含む)
外壁は、当該協定通路の状況により、防火または準耐火構造、軒裏の仕上げは不燃材料として下さい。(防火地域以外)

ク その他計画について資料となるもの

- (特に個別審議の場合)ア～キ以外の資料を求める場合があります。
当該協定通路、敷地等の状態により異なりますので、担当者と協議や確認の上、作成してください。

建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく包括同意基準

建築審査会における包括同意取扱い

(建築基準法第43条第2項第2号許可に関する包括同意)

建築審査会は、下記の基準に合致する同意案件については、予め建築審査会において同意をなしたものととして取扱う。

なお、この取扱いに基づき市長が許可をしたときは、速やかにその旨、建築審査会に報告するものとする。

記

建築基準法第43条第2項第2号許可に関する包括同意基準

第1 建築基準法施行規則第10条の3第4項第2号の基準に適合する建築物について

1 当該敷地に接する道について

一般の通行等の用に供される道で、その管理状況、使用形態から「道路」と同等の機能を有しているもので、原則として建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項の規定による「道路」とすることが困難なもので、次の(1)～(4)に該当するもの。

- (1) 農道、林道。
- (2) 河川等の管理用通路。
- (3) 土地区画整理法等による事業計画のある道で、速やかに法第42条第1項各号のいずれかに該当させることができないもの。
- (4) 水路敷を道路状に整備したもの。

2 特定行政庁の認定事項「交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められたもの」について

当該道に接する敷地で建築物を建築すること等について、当該道の管理者と適切に協議がなされていることを前提とし、以下によるものとする。

(1) 「交通上・安全上」

次のア～エによるものとする。

- ア 当該道は、幅員が4メートル以上確保され、道路に通じるもの。
- イ 当該道は、将来に渡って安定的に維持管理されるもの。
- ウ 敷地が、当該道に2メートル以上避難上有効に接していること。
- エ 建築物の用途、規模等は、当該道を利用することにより支障のないものである

こと。(周辺地域に配慮したもの)

(2) 「防火上・衛生上」

次のア及びイによるものとする。

ア 当該建築計画は、防火上・衛生上配慮したもので、特定行政庁があらかじめ法で定める防火及び衛生に関する規定に適合することが確認でき、かつ、計画建築物の規模等にかかわらず、建築士である工事監理者(法第2条第1項第11号に定める工事監理者をいう。以下、本基準において同じ。)が適切に工事を監理することが明確となっているもの。

イ 建築計画は、当該道を前面道路とみなして建築制限を受けたものであること。

第2 建築基準法施行規則第10条の3第4項第3号の基準に適合する建築物について

1 幅員が4メートル以上の通路の場合

(1) 「用途、規模、位置及び構造」について

ア「用途」

一戸建ての住宅とする。

イ「規模」

2階建てまでとし、周辺地域に配慮したものとする。ただし、通路の両端が法第42条の規定による道路(以下「道路」という。)に接続し、通り抜けている場合は3階建てまでとする。

ウ「位置」

当該建築物の主要な出入り口が、避難上有効に当該通路へ通じる計画となっているもの。

エ「構造」

敷地の接する通路の両端が道路に接している場合は(ア)、袋路状通路(その一端のみが他の道路または通路に接続したものをいう。以下、本基準において同じ。)の場合は(イ)または(ウ)による。

(ア) 外壁は防火構造とし、軒裏の仕上げを不燃材料としたもの。

(イ) 敷地の接する袋路状通路の部分(当該建築物の主要な出入り口が、避難上有効に当該通路へ通じるため接する範囲をいう。以下、本基準において同じ。)までの延長(袋路状通路もしくは袋路状道路(法第43条第3項第五号に規定する袋路状道路をいう。以下、本基準において同じ。)に接続する通路にあっては、当該袋路状通路もしくは袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。以下、本基準において同じ。)が35メートル以下である場合は、(ア)に定める仕様としたもの。

(ウ) 敷地の接する袋路状通路の部分までの延長が35メートルを超える場合は、

(ア)に定める仕様とするほか、外壁開口部設備（外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設ける防火設備をいう。以下、本基準において同じ。）を法第2条第九号の二に規定する防火設備としたもの。

(2) 「避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路」について一般の通行等の用に供され、「道路」と同等の機能を有している幅員4メートル以上の通路で、原則として法第42条第1項第5号の規定による「道路」とすることが困難なもの。

(3) 特定行政庁の認定事項「交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めたもの」について

ア 「交通上・安全上」

次の(ア)～(ウ)によるものとする。

(ア) 当該通路は、幅員が4メートル以上確保され、道路に通じるもの。

(イ) 当該通路は、次の各号のいずれかに該当し、将来にわたって安定的に維持管理されることが明確であるもの。

a 当該通路の維持管理について、当該通路及びそれに接する敷地の関係者により合意形成が図られているもの。

b 従前に、周辺状況等を勘案し当該通路の維持管理を個別に関係者に指導したうえで、当該通路に接する敷地内で建築確認処分をした経緯等がある場合で、今後も引き続きその指導を継続させる必要があるもの。

c 必要に応じ、当該通路の管理者と適切に協議がなされているもの。

(ウ) 敷地が、当該通路に2メートル以上避難上有効に接していること。

イ 「防火上・衛生上」

次の(ア)及び(イ)によるものとする。

(ア) 当該建築計画は、防火上・衛生上配慮したもので、特定行政庁があらかじめ法で定める防火及び衛生に関する規定に適合することが確認でき、かつ、計画建築物の規模等にかかわらず、建築士である工事監理者が適切に工事を監理することが明確となっているもの。

(イ) 建築計画は、当該通路を前面道路とみなして建築制限を受けたものであること。

2 幅員が4メートル未満の通路の場合

(1) 「用途、規模、位置及び構造」について

ア 「用途」

一戸建ての住宅とする。

イ「規模」

2階建てまでとし、周辺地域に配慮したもの。

ウ「位置」

当該建築物の主要な出入り口が、避難上有効に当該通路へ通じる計画となっているもの。

エ「構造」

敷地の接する通路の両端が道路に接している場合は(ア)、袋路状通路の場合は(イ)または(ウ)による。

(ア) 外壁は防火構造、軒裏の仕上げを不燃材料とするほか、外壁開口部設備を法第2条第九号の二口に規定する防火設備としたもの。

(イ) 敷地の接する袋路状通路の部分までの延長が3.5メートル以下である場合は(ア)に定める仕様としたもの。

(ウ) 敷地の接する袋路状通路の部分までの延長が3.5メートルを超える場合は、外壁は準耐火構造、軒裏の仕上げを不燃材料とするほか、外壁開口部設備を法第2条第九号の二口に規定する防火設備としたもの。

(2) 「避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路」について

原則として、当該通路の幅員が1.8メートル以上のもので、それを4メートル以上に拡幅整備できる見込みがあるもの、及び速やかに法第42条第1項の規定による「道路」とすることが困難であるもの。

(3) 特定行政庁の認定事項「交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めたもの」について

ア「交通上・安全上」

次の(ア)及び(イ)によるものとする。

(ア) 次の各号のいずれかに該当し、幅員4メートル以上に拡幅整備が図られる予定を明確にすることができ、将来にわたって安定的に維持管理されることが明確であるもの。

a 当該通路の拡幅整備について、当該通路及びそれに接する敷地の関係者により合意形成が図られているもの。

b 従前に、周辺状況等を勘案し当該通路の拡幅整備を個別に関係者に指導したうえで、当該通路に接する敷地内で建築確認処分をした経緯等がある場合で、今後も引き続きその指導を継続させる必要があるもの。

なお、当該通路のほか、道路に2メートル以上接している敷地がある場合は、その敷地の権利者の同意が得られていなければならない。

c 必要に応じ、当該通路の管理者と適切に協議がなされているもの。

(イ) 敷地が、当該通路に2メートル以上避難上有効に接していること。

イ 「防火上・衛生上」

次の(ア)及び(イ)によるものとする。

(ア) 当該建築計画は、防火上・衛生上配慮したもので、特定行政庁があらかじめ法で定める防火及び衛生に関する規定に適合することが確認でき、かつ、計画建築物の規模等にかかわらず、建築士である工事監理者が適切に工事を監理することが明確となっているもの。

(イ) 建築計画は、当該通路を前面道路とみなして建築制限を受けたものであること。

第3 その他

当規定による許可を受けた建築物の増改築の計画で、原則として最終に受けた許可内容と大幅な変更がないもの。

ただし、上記第1又は第2に該当させることができるもの。

附 則

この基準は、平成11年 5月25日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成30年10月23日から施行する。
- 2 改正前の包括同意基準による同意は、改正後の包括同意基準の同意とみなす。

附 則

- 1 この基準は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正前の包括同意基準による同意は、改正後の包括同意基準の同意とみなす。

【建築基準法第43条第2項第2号許可 包括同意基準 別表】

建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく包括同意基準 第2
概要を示したものとします。併せて基準本文もご確認下さい。

通路の幅員	(1)工「構造」	通路の状況	建築計画敷地の例	用途・規模・位置	構造
4メートル以上 (基準第21)	(ア)	通り抜け	<p>(A)</p> <p>道路</p> <p>協定通路</p> <p>道路</p> <p>△ 主要な出入口を示す</p> <p>⋯⋯ 避難上有効な通路(有効幅員2m以上)を示す(1)</p> <p>1 「位置」の基準である「当該建築物の主要な出入口が避難上有効に当該通路へ通じる計画」の状態</p>	<p>用途</p> <p>一戸建ての住宅</p> <p>規模</p> <p>3階建てまで</p> <p>位置</p> <p>当該建築物の主要な出入口が避難上有効に当該通路へ通じる計画となっているもの</p>	<p>外壁：防火構造</p> <p>軒裏：不燃材料</p>
	(イ)	袋路状(行き止まり)	<p>(B)</p> <p>避難上有効な通路の接続先が35m以内である場合を含む</p> <p>道路</p> <p>協定通路</p> <p>35m以下</p> <p>(袋路状でない)</p>	<p>用途</p> <p>一戸建ての住宅</p> <p>規模</p> <p>2階建てまで</p>	<p>外壁：防火構造</p> <p>軒裏：不燃材料</p>
(ウ)	袋路状(行き止まり)	<p>(C)</p> <p>避難上有効な通路の接続先が35mを超える範囲である場合を含む</p> <p>道路</p> <p>協定通路</p> <p>35m</p> <p>35mを超える</p> <p>(袋路状でない)</p>	<p>外壁：防火構造</p> <p>開口部：防火設備</p> <p>軒裏：不燃材料</p>		
4メートル未満 (基準第22)	(ア)	通り抜け	<p>(D)</p> <p>道路</p> <p>協定通路</p> <p>道路</p>	<p>位置</p> <p>当該建築物の主要な出入口が避難上有効に当該通路へ通じる計画となっているもの</p>	<p>外壁：防火構造</p> <p>開口部：防火設備</p> <p>軒裏：不燃材料</p>
	(イ)	袋路状(行き止まり)	<p>(E)</p> <p>避難上有効な通路の接続先が35m以内である場合を含む</p> <p>道路</p> <p>協定通路</p> <p>35m以下</p> <p>(袋路状でない)</p>		<p>外壁：防火構造</p> <p>開口部：防火設備</p> <p>軒裏：不燃材料</p>
(ウ)	袋路状(行き止まり)	<p>(F)</p> <p>避難上有効な通路の接続先が35mを超える範囲である場合を含む</p> <p>道路</p> <p>協定通路</p> <p>35m</p> <p>35mを超える</p> <p>(袋路状でない)</p>	<p>外壁：準耐火構造</p> <p>開口部：防火設備</p> <p>軒裏：不燃材料</p>		

2 幅員4メートル未満の通路では、通路のほかに、建築基準法に定める「道路」に接する敷地の権利者の同意が必要となります。